

2021年7月26日

投資主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
アクティビア・プロパティーズ投資法人
執行役員 佐藤 一志

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会へのご出席につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。つきましては、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2021年8月16日（月曜日）午後6時までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人規約第14条において「みなし賛成」に関する規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

（本投資法人現行規約抜粋）

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

記

1. 日 時 2021年8月17日（火曜日）午後1時30分
（受付開始時刻 午後1時）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号（渋谷マークシティ内）
渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「第6回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染拡大防止に向けた対応を行います。詳しくは後記「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期のお知らせや本投資主総会における感染拡大防止に向けた対応方法の変更に  
関するお知らせをインターネット上の本投資法人のウェブサイト  
(<https://www.activia-reit.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

◎従前投資主総会終了後に開催しておりました本投資法人の資産運用会社である東急不動産リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様のお滞り時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のウェブサイト  
(<https://www.activia-reit.co.jp/>) にて決算説明資料その他最新のファン

ド情報を掲載しております。

- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、招集ご通知を発出した日から本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、本投資法人のホームページ (<https://www.activia-reit.co.jp/>) に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の更新を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせをインターネット上の本投資法人のウェブサイト（<https://www.activia-reit.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することができますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全の観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面により事前の議決権行使をいただきますよう強くお願い申し上げます。
- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、ご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願い申し上げます。
- 突然の会場使用の制限等や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合がございます。本投資主総会の延期に関するお知らせをインターネット上の本投資法人のウェブサイト（<https://www.activia-reit.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- 役員及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用のうえで会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、会場受付での体温測定へのご協力をお願い申し上げます。また、発熱があると認められる投資主様や咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられた方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、ご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、会場へお越しいただく際は、なるべくお早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 従前投資主総会終了後に開催しておりました本投資法人の資産運用会社である東急不動産リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様への会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人のウェブサイト (<https://www.activia-reit.co.jp/>) にて決算説明資料その他最新のファンド情報を掲載しております。
- このほか、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられ、かつ、投資法人のガバナンスの構造に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項について、投資主の意思をより直接的に反映させるために、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び規約第14条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです（規約変更案第14条第2項及び第3項関係）。
- (2) 上記のほか、不要となった附則の削除を行うものです（現行規約附則第1条関係）。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1. (条文省略)<br/>(新設)</p> <p>2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p>                                                                                                                                   | <p>第14条 (みなし賛成)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各項目に係る議案の決議については適用しない。</u></p> <p>(1) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の解任</u></p> <p>(2) <u>規約の変更(但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。)</u></p> <p>(3) <u>解散</u></p> <p>(4) <u>資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認</u></p> <p>(5) <u>投資法人による資産運用委託契約の解約</u></p> <p>3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> |
| <p><u>第9章 附 則</u></p> <p><u>第1条 (改正の効力発生)</u></p> <p>1. <u>規約第3条 (本店の所在する場所) の変更は、2019年12月31日までに開催される本投資法人の役員会において決定する本投資法人の本店移転日をもって効力を生じるものとする。</u></p> <p>2. <u>規約第37条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準) 第1項第(1)号の変更は、2019年12月1日をもって効力を生じるものとする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員佐藤一志は、2021年9月7日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、選任される執行役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する2021年9月8日より2年とします。

また、執行役員の選任に関する本議案は、2021年6月24日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>本投資法人<br>の投資口数 |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| かしわぎ のぶ ひで<br>柏木 信 英<br>(1967年7月16日) | 1991年4月 東急不動産株式会社 入社<br>2004年4月 同 都市事業本部 課長<br>2006年4月 同 資産活用事業本部 課長<br>2009年4月 同 アセット企画推進本部 課長<br>2010年4月 同 投資マネジメント事業本部 課長<br>2011年7月 T L Cリアルティマネジメント株式会<br>社(現 東急不動産リート・マネジ<br>メント株式会社) 出向 財務部長<br>2012年10月 同 取締役財務部長<br>2016年4月 東急不動産株式会社 都市事業ユニッ<br>ト 都市事業本部 米国プロジェクト推<br>進部 統括部長<br>2016年4月 Tokyu Land US Corporation 出向<br>President<br>2021年7月 東急不動産リート・マネジメン<br>ト株式<br>会社 出向 アクティビア運用本部 副<br>本部長(現任) | 0口                     |

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東急不動産リート・マネジメント株式会社のアクティビア運用本部 副本部長であります。その他、執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。



### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約の定めにより、第2号議案における執行役員の就任日である2021年9月8日より2年とします。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2021年6月24日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>本投資法人<br>の投資口数 |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| むら やま かず ゆき<br>村 山 和 幸<br>(1969年4月17日) | 1992年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）<br>2004年9月 株式会社セイクレスト<br>2005年8月 新日本アーンストアンドヤング税理士法人（現 EY税理士法人）<br>2012年3月 東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社<br>2012年3月 東急不動産アクティビア投信株式会社（現 東急不動産リート・マネジメント株式会社） 出向 ファンドマネジメント部<br>2015年4月 同 ファンドマネジメント部 副部長<br>2016年7月 同 ファンドマネジメント部長<br>2017年4月 東急不動産リート・マネジメント株式会社 アクティビア運用本部 運用戦略部長（現任）<br>2018年4月 アクティビア・プロパティーズ投資法人 執行役員 | 0口                     |

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東急不動産リート・マネジメント株式会社のアクティビア運用本部 運用戦略部長であります。その他、補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本議案において選任される補欠執行役員については、就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- ・本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員山田洋之助及び有賀美典の両氏は、2021年9月7日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において選任される監督役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する2021年9月8日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する本投資法人の投資口数 |
|-------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | やま だ よう の すけ<br>山田洋之助<br>(1959年5月2日) | 1989年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）長島・大野法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所）<br>1989年10月 山田法律事務所 パートナー<br>1994年12月 三洋貿易株式会社 社外監査役<br>1996年1月 学校法人田園調布雙葉学園 理事<br>2004年3月 ヒゲタ醤油株式会社 監査役（現任）<br>2004年6月 三菱倉庫株式会社 社外監査役（現任）<br>2005年1月 最高裁判所司法研修所教官 刑事弁護<br>2005年5月 山田・合谷・鈴木法律事務所 代表パートナー（現任）<br>2006年5月 稲畑産業株式会社 独立委員<br>2006年6月 兼松株式会社 社外監査役<br>2011年9月 アクティビア・プロパティーズ投資法人 監督役員（現任）<br>2014年10月 学校法人森村学園 理事<br>2014年12月 三洋貿易株式会社 社外取締役<br>2017年12月 同 社外取締役 監査等委員（現任） | 0口             |
| 2     | あり が よし のり<br>有賀美典<br>(1964年7月19日)   | 1989年10月 中央新光監査法人<br>1994年3月 公認会計士登録<br>1995年10月 プライスウォーターハウスクーパース アムステルダム 出向<br>2000年9月 中央青山監査法人<br>2004年9月 公認会計士有賀美典事務所（現任）<br>2004年9月 税理士酒巻敬二事務所<br>2005年1月 税理士登録<br>2011年9月 アクティビア・プロパティーズ投資法人 監督役員（現任）<br>2013年1月 税理士有賀美典事務所（現任）<br>2016年6月 アキレス株式会社 社外監査役（現任）                                                                                                                                                                      | 0口             |

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。

- ・本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

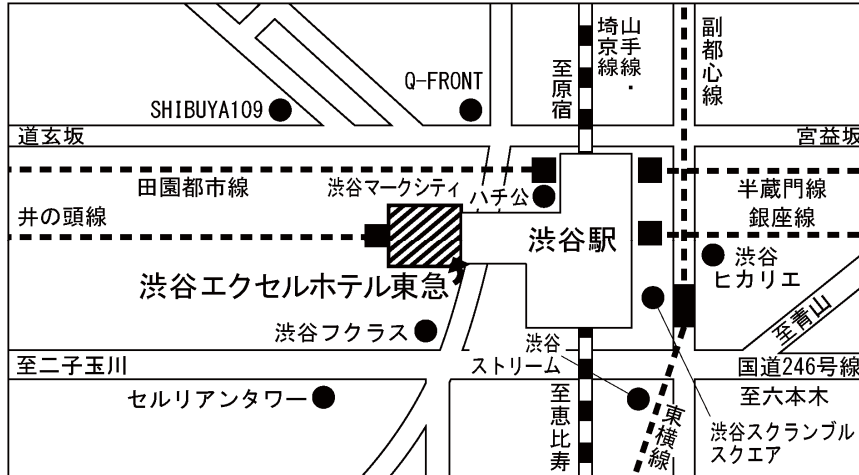
#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

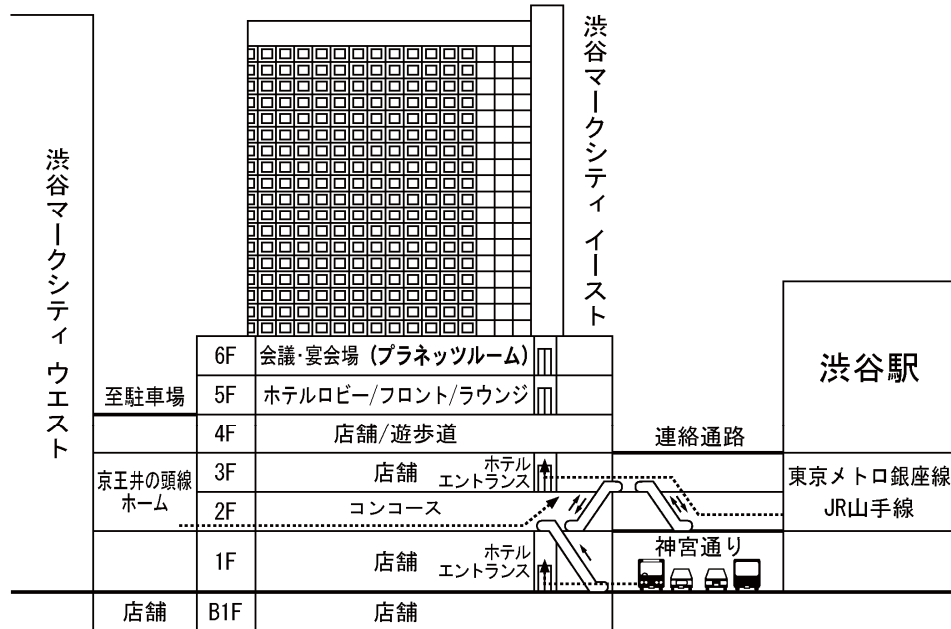
## 第6回投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号（渋谷マークシティ内）  
 渋谷エクセルホテル東急 6階 プラネッツルーム  
 電話 03-5457-0109（ホテル代表）



### 交通のご案内

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 渋谷駅 | J R（山手線・埼京線・湘南新宿ライン） |
|     | 東京メトロ（銀座線・半蔵門線・副都心線） |
|     | 東急東横線・東急田園都市線        |
|     | 京王井の頭線               |



◆ 1階又は3階から渋谷エクセルホテル東急専用エレベーターにて6階までお越してください。

なお、当日は、駐車場の用意はいたしていませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

恐れ入りますが、同封の議決権行使書面を会場受付（6階）にてご提示ください。